

## 愛知地方労働審議会 第23回家内労働部会

日 時 令和7年3月4日(火) 午後2時30分～午後3時25分

場 所 桜華会館本館2階 蘭の間

出 席 者

( 公 益 代 表 委 員 ) 上野委員、小野木委員、水野委員

( 労 働 者 代 表 委 員 ) 藤田委員、松下(克)委員、森委員

( 使 用 者 代 表 委 員 ) 古閑委員、早川委員、松下(幸)委員

( 事 務 局 ) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、久保賃金調査員

- 議 題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について  
(2) 家内労働の現況について  
(3) 令和6年度家内労働対策の基本方針に基づく取組状況について  
(4) 第15次最低賃金新設・改正計画の策定について  
(5) その他

### 議 事

佐藤賃金指導官

本日は、天候の悪い中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今より愛知地方労働審議会第23回家内労働部会を始めさせていただきます。

以降、着座にて失礼いたします。

本日の部会につきましては、資料2の9ページにあります愛知地方労働審議会運営規程第5条により「会議は原則として公開する。」とされておりますが、本日は、傍聴を希望する方及び報道機関からの取材の希望がなかったことをご報告させていただきます。

佐藤賃金指導官

次に、同規程第6条第1項により「審議会の議事については議事録を作成する。」とされております。議事録作成のため、委員のご発言については録音させていただきますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

また、同条第2項により「議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当

に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。」とされております。

部会長にご確認いただいた後に、議事録は完成次第、当局ホームページにて公開とさせていただきますと存じます。

#### 佐藤賃金指導官

それでは、部会の本題へと進めさせていただきます。

なお、家内労働部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の部会資料につきましては、会議次第に合わせまして、資料目次記載の 1 から 12 と別途資料を配付させていただいております。ご確認くださいませようお願い申し上げます。不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

では、まず最初に家内労働部会の委員のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料 1 をご覧下さい。今年度ご審議いただく委員の皆様の名簿となっております。名簿は敬称を省略し、五十音順にて掲載させていただいております。

こちらで委員の皆様の御名前を読み上げて、紹介とさせていただきます。

公益代表委員 上野千晴委員、小野木昌弘委員、水野有香委員

労働者代表委員 藤田理映子委員、松下克裕委員、森尚己委員

使用者代表委員 古閑賢三委員、早川美子委員、松下幸央委員

です。

事務局として、労働基準部長高橋、賃金課長平井、主任賃金指導官鈴木、課長補佐名倉、賃金指導官大口、労働基準監督官佐藤、賃金調査員久保、そして私、賃金指導官の佐藤が出席しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出欠状況でございますが、

公益代表委員は、 3 名全員がご出席

労働者代表委員は、 3 名全員がご出席

使用者代表委員は、 3 名全員がご出席

となっております、委員定数 9 名全員がご出席されております。

これにより、資料 2 の 7 ページにあります地方労働審議会令第 8 条第 1 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことを併せてご報告いたします。

それでは、愛知地方労働審議会第 23 回家内労働部会の開催に当たりまして、労働基準部長の高橋よりご挨拶申し上げます。

高橋労働基準部長

改めて、労働基準部長の高橋でございます。

本日もご出席の皆様方におかれましては、平素より労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことにつきまして、まずは感謝申し上げます。また今日、非常に天候が悪い中、本部会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは本部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

当部会におきましては、愛知地方労働審議会の下に設置されておきまして、主に家内労働全般についてご審議を賜っているところでございます。その中でも特に大きなテーマとしまして、今年度皆様、本日もご出席の委員の大方が委員になっていただいております。最低賃金の専門部会におきまして最低賃金の見直しを行ったところでございます。

今年度は、実に6年ぶりの改定がされました。本日もご出席の使用者代表の松下（幸）委員に置かれましては、部会に先立ちまして事業場の視察にご協力いただきまして本当にありがとうございます。お陰様をもちまして、新しい最低賃金が昨年8月2日に発効されて、現在適用されているという状況でございます。

今日の議題の一つ、大きなテーマとしまして来年度から始まります第15次最低賃金新設・改正計画の3か年計画、こちらを皆様方にご審議していただきたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど事務局から説明させていただきますが、大きなポイントとしましては、前回の専門部会でもご意見がありましたが3年のスパンが長すぎるのではないかとこの事につきまして、本省の指示を踏まえまして今回は2年ごとに1回見直すという形に変更しておりますし、今年度の部会是最賃審の始まる前に開催したという事でその後の最賃審の影響をどう見るのかということで、かなり各委員の方にご苦労いただいていたという事実もございますので、時期につきましては最賃が終わった12月から1月にかけて専門部会を開催するという、そういったところが大きな流れになっております。

その他、家内労働者の労働条件全般に係る愛知局の取組状況についても随時ご説明させていただきたいと思っております。委員の方々におかれましては是非とも忌憚りの無いご意見をいただければと思っております。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

佐藤賃金指導官

ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。着座にて失礼いたします。

議題（1）「家内労働部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長の選出につきましては、資料2の7ページにあります地方労働審議会令第6条第4項において、「公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選

挙する。」と規定され、部会長代理につきましては、同条第 6 項により、「当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者」とされています。

愛知地方労働審議会におきましては、従来から公益代表委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することが慣例となっております。

今回もこの方法で進めさせていただきたいと存じますが、ご承認いただけますでしょうか。

( 公益、労働者、使用者各側委員の承認を確認 )

佐藤賃金指導官

よろしいですか。ありがとうございます。

以降、公益代表委員以外の方でご意見等があれば、マイクをお持ちいたしますので、お申し出ください。

それでは、選出方法について、ご承認をいただきましたので公益代表委員の互選結果をご報告いたします。部会長は小野木昌弘委員、部会長代理は水野有香委員との報告を受けています。委員の皆様ご承認いただけますでしょうか。

( 労働者、使用者各側委員の承認を確認 )

佐藤賃金指導官

ありがとうございます。

ご承認をいただきましたので、部会長、部会長代理の御席に名札を置かせていただきます。

事務局は準備をお願いします。

( 事務局名札を設置 )

佐藤賃金指導官

それでは、ここで、小野木部会長、水野部会長代理からご挨拶をいただきます。始めに小野木部会長よろしくお願いいいたします。

小野木部会長

皆様こんにちは、小野木と申します。家内労働部会は 7 年目に入りましたけれども、2 つくらい出来事がありました。1 つは、私が入って直ぐ、2 年目かそこらですけれども、三河の山間部で花火を手作りで作っていらっしやると思いますが、中国製花火の大量輸入とか、いろんな要因があって仕事をなさる方がだんだん減ってきて、この最低工賃の範疇から外さざるを得なかった

という事がありました。もう一つは、昨年の8月にですね、6年ぶりに、ただ一つ残った自動車配線、ワイヤーハーネスの最低工賃の引上げという事を行っており、この2つがこの6年間、私の印象に残った出来事です。

去年の引上げに関しては、先ほど部長からお話がありましたが、中部ハーネスさんのご協力で私どもも現場へ行って、ワイヤーカプラーの差し方とか実際に体験をしたりして、こうやって内職は進んでいるのだなという事が実感できて、その後の審議にも非常に活きたのではないかと思います。

昨今の賃上げムードとか物価の高騰とかがあります。更にアメリカのトランプ大統領の就任によって、先行きが見通せないというか、どうなっていくんだろうという不安もあって、いろいろ混沌としている中でやはり労働組合を持っていない、参加していないような愛知県内で一番弱い立場にいる家内労働者のための工賃を守っていくというのが、我々の、部会の使命だと思います。そして来月、令和7年度から第15次の改正計画というものが始まるという事で、部長も仰っていたように3年という間隔が長すぎるのではないかという意見もありました。それから最賃より先に決めてしまうとちょっと決めにくいのではという指摘もありました。これらの意見を活かした審議になりますのでよろしくお願いいたします。

微力ではありますが、双方の方々のご協力で首尾よく家内労働者の方がハッピーになるような運営をしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

#### 佐藤賃金指導官

ありがとうございます。続きまして水野部会長代理よろしくお願いいたします。

#### 水野部会長代理

皆様こんにちは、水野有香と申します。今回は部会長代理という事でよろしくお願いいたします。今、小野木部会長からもありましたように、物価の高騰もそうですし、新卒の初任給が非常に上がっており、最低賃金も大幅に上昇しているという状況にありまして、今年度地域別の最低賃金は50円上がりました。

労働者の環境が大きく変わっている、このような時代であります。賃金ではないこの最低工賃についても、それに見合った形で再検討していくことが重要になっておりますし、今そういう段階にきていると思っております。また、先ほどのお話にありましたように、昨年5月に視察をさせていただいたことで、どのような方がこの車両電気配線装置製造業で家内労働についているのかということを知ることが出来て、その人たちがどういう実態なのかということを知った上で、最低工賃を考えられるようになったという事はよかったと思っております。その実態を十分に踏まえた上で、この最低工賃で働く人たちの生活が物価高騰の中でしっかり守られ、きちんと生活が成り立っていくような形にしていかなければなりませんし、また、使用者側のお話からも、最低賃金が上がり、部品をはじめ様々な価格が上がる中で非常に厳しい状態にあることは認識して

おります。

したがいまして、きちんと状況を把握し、価格転嫁がしっかりでき、適切な最低工賃が決定できるように、次年度から始まります第 15 次改正計画の策定に微力ながら努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

佐藤賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきまして、小野木部会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

小野木部会長

それでは、議事に入ります。議題(2)「家内労働の現況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

平井賃金課長

それでは説明をさせていただきます。

12 ページの資料 4「令和 5 年度の家内労働の現況」をご覧くださいと思います。例年、愛知労働局管内の家内労働の現状や家内労働対策の前年度の状況を、年度初めに取りまとめて作成しております。

14 ページからの「1 愛知県の家内労働」は、令和 5 年度の家内労働の現状です。令和 5 年の愛知県内には家内労働者に直接仕事を委託する委託者は 342、家内労働者は 6,963 人、同居の親族で家内労働者の従事する業務を補助する補助者は 401 人となっています。前年比では委託者数が 6 増加し、家内労働者は 178 人減、補助者は 86 人増となりました。家内労働者・補助者を合計した「家内労働従事者」としては、前年比 92 人減少の 7,364 人となりました。

家内労働従事者を性別で見ますと、女性が 6,213 人と全体の 89%ほどを占めており、全国合計での女性の占める割合とほぼ同じとなっています。

家内労働従事者数は 14 ページの表 1 にもありますとおり減少傾向にあって、令和 5 年が過去最少となっていますが、全国の家内労働従事者数 98,035 人に占める割合は、東京都に次ぐ 7.5%と、全国で 2 番目となっております。

15 ページの図 1 は、愛知県の地図に愛知県内における家内労働の地域的分布を示したものです。尾張地方は毛織物、ニット、婦人服、三河地方は車両電気配線、がん具花火、瀬戸と常滑は陶磁器など、各地域の一般的な産業分布と同じような状況となっています。

16 ページの図 2 は、令和 5 年度家内労働概況調査における業種別の家内労働従事者数を円グラフにしたものです。最も従事者数が多いのは「電気機械器具製造業」が 1,152 人、比率で 15.6% となっています。次いで、「ゴム製品製造業」が 1,045 人、「繊維工業」が 961 人となっています。

16 ページ中段からの「2 災害と疾病を防ぐ家内労働安全衛生指導員」の表 2「愛知県内における家内労働による災害（疾病）発生状況（休業 4 日以上）」をご覧くださいと思います。

家内労働の中には、プレス機器や研削盤、火薬、粉じん発散環境、有機溶剤や鉛などの危険・有害作業も行われています。この表は、過去に発生した災害や疾病の一覧ですが、後遺症を伴う重篤な災害も散見されています。家内労働者において万が一災害が発生した場合は、家内労働死傷病届を提出することになっております。表の一番下の欄に記載されました平成 30 年 3 月発生のプレス災害以降、家内労働死傷病届の提出はなく災害発生は把握されていません。

17 ページをご覧ください。厚生労働省では、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に資するため、家内労働安全衛生指導員制度を設け、都道府県労働局に指導員が配置されています。

令和 5 年度、愛知局においては、4 名の指導員に委嘱し、委託者及び家内労働者を訪問し、個別指導を行いました。

指導員訪問時には、別途資料としてお手元に配付をしておりますの「家内労働のしおり」や、委託者向け・家内労働者向けの「災害防止対策ガイドハンドブック」を持参し、丁寧に説明を行って内容の理解をいただいているところです。

資料 No4 の「家内労働の現況」に戻りまして、令和 5 年度の家内労働安全衛生指導員の活動状況を、17 ページの表 3 として掲載しております。過去 3 年間に指導員による指導を行っていない委託者を対象として、動力を用いる織機及び縫製にかかわる作業、陶磁器製造にかかわる作業など、危険有害業務を有する委託者を中心に 55 件訪問いたしました。

表 3 の「指導内容」にも上がっています家内労働手帳や委託状況届について説明させていただきます。別途資料の「家内労働のしおり」これの 5 ページをご覧ください。こちらが家内労働手帳でございます。委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をする都度、必要事項を記入しなければならないと定められています。家内労働手帳として、5 ページに掲載されている「基本委託条件の通知」をモデル様式として普及を図っています。

次に、委託状況届ですが、「家内労働のしおり」18 ページをご覧くださいと思います。18 ページの下のところがございます。

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年 4 月 1 日現在の状況について 4 月 30 日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を、委託者を管轄する労働基準監督署を通して提出しなければならないこととされています。

続いて、帳簿です。「家内労働のしおり」の19ページの下欄のところに、「委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、備え付けておかなければなりません」と記載があります。

同ページの上欄には、先程説明しましたが、家内労働者において災害が発生して4日以上休業した場合等に労働基準監督署へ提出する必要がある「家内労働死傷病届」について掲載がされています。

先ほどの資料4の「家内労働の現況」にお戻りいただきまして、17ページの表3の「指導内容」に記載のとおり、令和5年度は家内労働安全衛生指導員によって、家内労働手帳、帳簿の備付け、委託状況届などについて改善を指導しており、指導した全件について改善の意向を確認しております。

次に、17ページの「3 家内労働者の労災保険」についてです。

家内労働者は、労働基準法における労働者ではありませんので、工作中的の負傷や有害物質に暴露したことによる疾病などがあっても、労働者災害補償保険の補償対象にはなりません。

この点について、厚生労働省では、中小事業主の特別加入や建設現場等の一人親方などと同じく、家内労働者においても特別に労働者とみなして補償する制度である「特別加入制度」を設けております。

加入手続きは、家内労働者の団体を作り、その団体を事業主とみなして、愛知労働局長が家内労働者団体として認可した場合に、団体の構成員である家内労働者が、その団体を通じて特別加入できる制度になっております。

愛知県の場合、17ページの表4にありますとおり1団体、9人の加入となっております。9人のうち1人は補助者の加入です。

説明は以上となります。

小野木部会長

ただ今の説明について、ご質問等はありませんでしょうか。

( 質問等の有無を確認 )

小野木部会長

よろしいですか。特にご質問等が無いようですので「家内労働の現況について」、ご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

( 異議なしを確認 )



小野木部会長

では、異議なしという事にしますので次の議題に移りたいと思います。議題(3)「令和6年度家内労働対策の基本方針に基づく取組状況について」です。事務局から説明をお願いします。

平井賃金課長

令和6年度の家内労働対策の基本方針に基づく取組状況について、説明させていただきます。19ページの資料5「令和6年度家内労働対策の基本方針」をご覧ください。毎年、基本方針を年度当初に策定し、家内労働対策を推進してまいりました。本年度は基本方針1から3に基づいて取組を実施いたしました。

1の家内労働法の周知・広報の実施について説明をいたします。

の委託状況届の提出の周知につきましては、把握する全ての委託者に対し、郵送にて委託状況届出様式及び関係リーフレット等を送付しており、本年度も実施いたしました。また、愛知労働局HPにも届出様式を掲載しております

の最低工賃の周知につきましては、この後ご説明いたしますが、昨年改正されました「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃」が昨年8月に発効となったことに伴い、リーフレットを作成し、県内の対象委託者の他、市町村、商工会議所・商工会、その他関係団体等に送付して幅広く周知を行いました。

の工賃支払の確保からの労災保険特別加入制度の周知及び加入促進までは、別途資料の「災害防止対策ガイドブック」の最後の31ページにも掲載されておりますが、「家内労働あんぜんサイト」こちらのWebサイトを案内することにより周知啓発を行いました。

基本方針の1の「インチキ内職」につきましても、説明させていただいた「家内労働あんぜんサイト」等を案内することによる周知・啓発を継続して実施いたしました。同サイトには都道府県労働局・監督署の連絡先リンクを掲載しており、個別の相談や申告事案がありましたら的確に対応できるようになっております。

基本方針の2の最低工賃の改正等について御説明いたします。

昨年8月に最低工賃の改正となりました第14次最低工賃新設・改正計画の経過ですが、冒頭、高橋部長からも話がありましたとおり、令和6年2月に愛知労働局長から愛知地方労働審議会会長に対し「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃」の金額改正に係る諮問が行われ、同年3月同審議会において改正最低工賃を審議する専門部会が設置され、同年5月に現場視察を行った後、専門部会を3回開催し最低工賃改正額が決議され、法的手続きを踏まえ、24ページの資料8にもありますが、8月に改正最低工賃の発効となりました。

専門部会での結論の概要ですが、愛知県最低賃金における前回の工賃改正の平成29年度から昨年までの引上げに、昨年の春闘の賃上げ率を踏まえ、想定される引上げを加味した状況との均衡を図りつつ、3業務8規格において単価あたり7銭から13銭・平均引上げ率は19.0%の引上げに

よる改正工賃額で全会一致の結論となって、同日、専門部会から愛知地方労働審議会へ報告がされるとともに、同審議会から愛知労働局長へ答申が行われました。

3の安全衛生の確保につきましては、先ほど家内労働安全衛生指導員の活動の中で説明させていただきましたとおり、今年度についても引き続き、家内労働者の安全衛生の確保及び健康保持を的確に指導を実施しております。

説明は以上でございます。

小野木部会長

ありがとうございました。ただ今の説明、基本方針について、ご質問等がありますか。

( 質問等の有無を確認 )

小野木部会長

よろしいでしょうか。特にご質問等が無いようですので「令和6年度家内労働対策の基本方針に基づく取組状況について」、ご了解いただいたということによろしいですか。

( 異議なしを確認 )

小野木部会長

では、異議なしと認めます。続きまして議題(4)「第15次最低工賃新設・改正計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。

平井賃金課長

初めに、厚生労働省本省から発出されます「第15次最低工賃新設・改正計画」の実施通達ですが、前回までの発出年月日を見ますと令和7年3月下旬に発出される予定でありまして、本日の資料に添付ができておりませんので、発出されましたら各委員の皆様へ送付させていただきたいと思っております。

改正計画(案)の作成にあたりまして、20ページの資料6をご覧くださいと思います。こちらは、昨年、令和6年10月24日付けで本省雇用環境・均等局から発出された通達「最低工賃新設・改正計画(第15次3か年計画)(案)の作成について」その別紙として示された「第15次最低工賃新設・改正計画(案)作成にあたっての留意事項」からの抜粋でございます。

「2最低工賃の改正について」です。

(1)をご覧くださいと思います。第15次最低工賃新設・改正計画(案)については、令和7年度を初年度として3か年計画を作成し、留意する点として「経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、見直しの間隔を2

年とするなどの対応を図ること」とされ、「特に、適用家内労働者数が 100 人以上の最低工賃については、2 年間隔での見直しについて検討すること」と示されております。

(2)のところですが、最低工賃決定の審議における基礎資料となる実態調査については、「適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと」、また「最低賃金との均衡の考慮に当たっては、最低工賃額の 8 時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、見直しに必要な情報が把握できるよう調査の方法及び時期を考慮すること」と示されております。

(3)の「改正にあたっての基本的考え方」として、「策定した計画に基づき最低工賃の改正の検討を行う際には、安易に改正を見送ることがないように、基本的に改正を行う方向で検討すること」と示されております。

こちらの留意事項に従って、愛知県内の状況から検討を行い、次の 22 ページの資料 7 の「第 15 次最低工賃新設・改正計画(案)」を作成いたしました。

1 の「最低工賃の改正について」の「(1) 計画的な改正」についてです。

先ほども説明しましたとおり、令和 6 年 8 月 2 日を発効日として「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃」の金額改正を行いました。改正審議を行うにあたり、令和 5 年度に実態調査を行い、車両電気配線装置製造業にかかるカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの 3 業務(以下「3 業務」という。)に従事する家内労働者は、単一作業に限定しても、委託者は法人で 7 社、家内労働者は 123 人存在することが確認されております。

基本的にこの 3 業務を調査対象として、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年を計画対象期間としまして、実態を把握して、2 年間隔で見直しを行うこととします。3 年のうち令和 7 年度に実態調査を行い、令和 8 年度に改正見直しを行い、令和 9 年度に改めて実態調査を行うこととなります。

1 の「(2) 実態調査」についてです。

実態調査に関しては、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行い、最低賃金との均衡を考慮し、見直しに必要な実態把握ができるよう調査方法及び時期を考慮して行います。実態調査は、28 ページからの資料 11「委託者調査票」と 45 ページからの資料 12「家内労働者調査票」こちらを作成しましたので、この調査票を使用して通信調査により実施いたします。

1 の「(3) 改正諮問の見送りの判断等」についてです。

見送りの判断ですが、実態調査を踏まえ、産業界の動向把握・委託者の業種における景況・受注量の状況・最低賃金との均衡などを検討し、判断を行います。見送りの判断に際しては、愛知県地方労働審議会家内労働部会において、見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、改正諮問の見送りを行うこととなります。

次に 23 ページですが、2 の「最低工賃の新設」についてです。

新設に関しては、関係団体からの新設要請がなされたものなどについて、実施方針に基づき実施いたします。

3の「第15次最低工賃新設・改正計画タイムスケジュール」についてです。

本日の家内労働部会において第15次改正計画を決議をいたしまして、5月から6月に委託者調査、9月から10月に家内労働者調査を行い、来年2月予定の第24回家内労働部会に調査結果の報告を行います。そして来年11月に金額改正の諮問、地方労働審議会本審において専門部会の設置等を行い、来年12月から令和9年1月にかけて専門部会を開催し、令和9年3月に改正最低工賃の発効を計画しております。それ以降のスケジュールは記載の内容をご確認いただければと思います。

説明は以上となります。

小野木部会長

ありがとうございました。ただ今、説明がありました「第15次最低工賃新設・改正計画(案)」について、ご質問はありますでしょうか。

これが今日の部会の一番肝というか、山だと思えます、如何でしょうか。

水野部会長代理

資料の12の「家内労働者調査票」について、少し意見を述べさせていただきたいと思えます。今回従来と同じ形を出していただいているわけですがけれども、昨年度の視察を行なった時に、同業種では非常に多くの外国人労働者が働いているという実態がわかりました。そういう事を考えますと、家内労働者の中にも多くの外国人が含まれることは推測されます。したがって、この調査票できちんと実態を把握するには、多言語対応した方がよろしいと思えます。家内労働者だけで結構だと思えますが、調査票を多言語対応していただけたら、より実態に沿った結果が出るのではないかと思いますので、ご検討をよろしくお願いします。

平井賃金課長

ご意見ありがとうございます。実際、外国人労働者が多いという実態もございますので、調査票を多言語対応できるように進めてまいりたいと思えます。

高橋労働基準部長

この機会をお借りして、松下(幸)委員にお聞きしたいのですが、少なくとも中部ハーネスさんで発注している家内労働者の内、外国籍の方の母国語は何語が多いですか。

松下(幸)委員

ポルトガル語ですね。

高橋労働基準部長

ブラジルが圧倒的に家内労働者は多いということでしょうか。ベトナムなどは如何ですか。

松下（幸）委員

ベトナムはいないです。フィリピンがいるかも知れません。

高橋労働基準部長

分かりました。ありがとうございます。多言語で対応するようにしたいと思います。

水野部会長代理

ありがとうございます。

小野木部会長

他に何か、質問ございますか。

松下（克）委員

先回の工賃の会議を受けた計画の変更ありがとうございます。

その中で、2つ、確認というか一步踏み込んで話しておいた方がいいのがありまして、それは何かというと、2年に1回でも、過年度でやるか、やっぱり先を見通すかというのは少し考えに織り込んだ方が良いでしょうと思います。書くのはちょっと難しいかも知れませんが、考え方として過年度でやるんだというのか、先を見越してやるのかはあってもいいのかなと思います。来年も最低賃金が上がるだろうということを考えて行うということですね、今回はタイミングが難しかったので、そういったところも事務局内で話しておいたほうがいいのかと思います。もう一点は新しい工賃の設置というところがあるんですけど、23 ページの一番上のところに書いてありますけれども、こちらにつきましては冒頭に部会長のほうからもありましたけれども、どうも見えないところを守ろうとすると、この関係団体というのはどこを指しているのか、もう少しご説明いただくと助かるのかなと思います。

平井賃金課長

例えば商工会や商工会議所ですとか、内職の関係の何か業務をしているところ、そういうところになると思われるのですが、具体的に何々団体というところはちょっと把握をしていないです。

松下（克）委員

特賃の話し合いの時にもありましたけれども、使用者側の方たちは基本的には上げたくないものですから、きっと言わないと思っています。そうした時にこの関係団体というのは例えば連合愛知を指すのか、そういったところまで踏まえて幅広く認知しておいたほうがよいと思います。使用者側からはきっとこないと思います。私ども労働者側からという意味ではないというこ

とですね、今の回答ですと。

平井賃金課長

家内労働者の関係を幅広く、例えばフリーランス的な人達も含めて、何か保護するような団体があれば、連合愛知さんの中でも、そういうところがあればと思います。

松下（克）委員

そういうところがあればという事ですね、分かりました。

小野木部会長

もう一つ質問なかったですか。

松下（克）委員

あれは考え方なので、議事に残すのは難しいと思います。

小野木部会長

はい。他に、何かございますか。

私から一つだけ、これは言葉の綾の問題ですけれども、20ページの今ちょうど出ていた2年間隔、真ん中ぐらいのところで「適用家内労働者数が100人以上の最低工賃」、まさに123人のワイヤーハーネスが、「2年間隔での見直しを検討せよ」という事項がありますが、この2年間隔という言葉が、ちょっとこれは一年おきだと思ふのですけれども、調査して策定して、調査して策定してと（なると）一年おきにというニュアンスが伝わりにくい、なんとなく3年に一回というイメージも持ちかねないので、出来ればそうでないというか、上にある3年を2年にするほうがより分かりやすいので、この2年間隔という言葉を少し再考願えればありがたいなと思います。

平井賃金課長

何か良い言い方がございませんでしょうか。

松下（克）委員

2年に一回改正ですよ。

小野木部会長

それでいいのではないですか。

高橋労働基準部長

2年に一回見直しを行うでいいでしょうか。

小野木部会長

そういうニュアンスだといいですね。

高橋労働基準部長

2年に一回見直しのペースで入れられればいいのですが、ペースはちょっと、あまりそぐわないような感じなので。

小野木部会長

ペースを除いて、2年に一回が2年間隔より伝わりやすいと思います。

水野部会長代理

隔年では駄目でしょうか。

松下（克）委員

隔年でもいいです。

高橋労働基準部長

隔年でもいいです。

小野木部会長

そうですね、一年おきという事ですから。

どうしますかね。

では2年に一度か、または隔年という事で事務局のほうで検討いただくという事で、この場で決めた方がいいですか。

高橋労働基準部長

この場で、ここで決めたいなと思います。

小野木部会長

どっちにしましょうね。

2年に一度か、今の隔年か。どっちがいいでしょうか。

ご意見、如何ですか。

松下（克）委員

どっちでも大丈夫です。

小野木部会長

使用者側のほうは、如何ですか。

古閑委員

どちらでも良いですよ。

高橋労働基準部長

両方併記で、2年に一度、隔年でいかがですか。

小野木部会長

同じ意味になります。

高橋労働基準部長

強調するという事でいかがですか。

小野木部会長

字数が少ない隔年にしますか。

「隔年での最低工賃の見直しについて検討する」という事で、意味は大丈夫ですね。

ではそのようにお願いします。

他に何か、今の説明についてのご質問とかご意見とかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

( 質問等の有無を確認 )

小野木部会長

よろしいですか。特にご質問等が無くなったという事で、「議題(4)に係る「第15次最低工賃新設・改正計画(案)」について、ご承認いただけますか。

( 異議なしを確認 )

小野木部会長

ありがとうございます。それでは、先ほどの文言を変えるという事でご承認というふうに判断をいたします。

それでは、最後の議題(5)「その他」ですが、何か議事はありますでしょうか。



( 労働者代表委員、使用者代表委員に確認 )

小野木部会長

よろしいですか。それでは、事務局から連絡等があればよろしくをお願いします。

鈴木主任賃金指導官

事務局から連絡事項を説明させていただきます。

来年の家内労働部会につきまして、現段階では令和 8 年 2 月を予定しております。今年度と同様に、令和 7 年 12 月頃に委員の皆様にご日程調整をさせていただいて、2 月の開催を目処に考えておりますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

小野木部会長

令和 7 年度は調査の年度なので、部会は一回であろうという事ですね。

鈴木主任賃金指導官

そうですね、調査結果を報告するという事になると思います。

小野木部会長

それで仮に改定をする 8 年度になると、ちょっと増えますかね。

高橋労働基準部長

8 年度は、最低賃金の専門部会は別に立ち上げてそこでご審議いただくこととなります。

小野木部会長

専門部会は、事実上同じメンバーではなかったかでしたか。

高橋労働基準部長

公益側、使用者側は同じですが、労働者側は、松下（克）委員が同じメンバーです。

小野木部会長

3、3、3 の構成は一緒ですね。

高橋労働基準部長

そうです。

小野木部会長

分かりました。

何かご質問、ご意見ございますか。

( 質問等の有無を確認 )

小野木部会長

はい。それでは、閉会にあたり労働基準部長からご挨拶があります。

高橋基準部長

本日はいろいろありがとうございました。

ただいま、ご審議の上、決定されました第 15 次最低工賃新設・改正計画に基づきまして、来年度は実態調査で、その場合におきましても水野委員からいただきました多言語対応、そういったものをしっかりした上で、まずは実態をしっかりと把握した上で次年度における改正にしっかりと繋げていけるような準備をさせていただきたいと思えます。

今後とも引き続き、最低工賃を含めまして家内労働全般につきまして、ご協力を賜りますようお願いさせていただきまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

小野木部会長

それでは、以上をもって第 23 回家内労働部会は終了とさせていただきます。

皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。

佐藤賃金指導官

以上をもちまして、第 23 回家内労働部会は閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。

気をつけて、お帰り頂くようお願いいたします。

(令和 7 年 3 月 4 日) 愛知地方労働審議会第 23 回家内労働部会議事録